

狛江市認可保育園在籍児童
保護者 様

狛江市子ども家庭部
児童育成課長 三宅 哲

保育料及び副食費の無償化開始について（お知らせ）

平素より狛江市保育行政にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。令和 7 年 9 月から東京都の負担軽減事業を活用し、下記のとおり狛江市において保育料の第 1 子無償化を実施する運びとなりました。

また、現在 3～5 歳児クラスを対象に徴収している副食費につきましても、子育て支援の充実に目的として市で補助を行い、無償といたします。

当該無償化に伴い、保護者の皆様に行っていただく手続きはございません。無償化の内容に関しましてご不明な点等がございましたら担当へお問合せください。

以上、よろしくお願いいたします。

記

1. 保育料の第 1 子無償化

令和 7 年 8 月までは 0～2 歳児クラスに在籍する第 1 子の児童については、世帯階層に応じて保育料を徴収しておりましたが、令和 7 年 9 月分以降については、階層に関わらず全世帯が無償となります。

※保育料無償化に伴う保護者手続きはございません。

		現行	令和 7 年 9 月以降
0～2 歳児 クラス	第 1 子	世帯階層に応じて保育料を徴収	無償
	第 2 子以降	無償	
3～5 歳児クラス		無償	

2. 副食費の無償化

令和 7 年 8 月までは 3～5 歳児クラスに在籍する児童については副食費を徴収しておりましたが、令和 7 年 9 月分以降は無償となります。保育料第 1 子無償化と併せ、子育て世帯の皆様の負担を軽減し、より一層子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

※1 と同様に副食費無償化に伴う保護者手続きはございません。

【担当】

狛江市子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当
電 話：03-3430-1111（内線 2307・2316・2328）

更なる

狛江市認可保育園 無償化はじまります

無償化開始時期

令和7年9月～

所得制限なし

必要な手続きなし



すべてのお子様

第1子無償化

狛江市の認可保育園に在籍するすべての児童の利用者負担額が0円になります。
第2子以降も引き続き無償化となります。



3～5歳児クラス

副食費無償化

狛江市の認可保育園に在籍する3～5歳児クラスの児童の副食費が0円になります。
0～2歳児クラスも第1子無償化に伴い徴収されません。

狛江市子ども家庭部
児童育成課保育・幼稚園担当

所在地：〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

サイト：https://komae-kosodate.net/article_docs/2497.html

電話：03-3430-1111（内線2307・2316・2328）



事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 28 日

保護者 様

狛江市子ども家庭部
児童育成課長 三宅 哲

認可保育所等に在籍するお子様に係る育児休業中の在籍期間
の改正について（通知）

日頃より、狛江市幼児教育・保育行政にご理解とご協力をくださり誠にありがとうございます。

令和 7 年 8 月 22 日付けで、認可保育所等に在籍するお子様に係る育児休業中の在籍期間について改正を行ったため下記のとおり通知いたします。

記

【改正内容】

これまで、既に認可保育所等に在籍している児童がおり、後から下子の出生により下子の育児休業を取得される場合、下子の出生後、1 年を経過した日の属する年度の翌年度 4 月までは引き続き在籍可能としておりました。

改正後は、上述のと通りの在籍期間を認めつつ、育児休業の対象となる児童（下子）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、保留となる入所希望月の翌月末日まで在籍期間を延長することを可能としました。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、育児休業の対象となる児童の出産後 2 年に達する日が属する月の末日までを限度とし延長を可能としました。

【改正の背景】

前述の改正内容のとおり、これまでの規定上、公的な育児休業期間が最大 2 年まで認められているにも関わらず、その最大期間より前に育児休業からの復職を求める規定となっていました。第 2 子以降の家庭保育を望む家庭もいらっしゃることから、公的な育児休業期間の最大 2 年間を限度に上子の在籍を認めることといたしました。

ただし、現在狛江市における待機児童が減少傾向にあるものの、未だ待機児童がゼロには至っていない状況に鑑みて、育児休業の対象となる児童（下子）が認可保育所

等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合に限り、在籍期間を延長することといたしました。

【具体的な事例】

下子の誕生日	R5. 4. 2～R6. 4. 1	R6. 4. 2～R7. 4. 1	R7. 4. 2～R8. 4. 1
基本の 在籍可能期間	R7. 4. 30 まで (R7 年度)	R8. 4. 30 まで (R8 年度)	R9. 4. 30 まで (R9 年度)

■事例 1（下子の誕生日が令和 7 年 3 月 15 日の場合）

⇒ 上子の在籍可能期間は、令和 8 年 4 月 30 日までとなります。

しかし、育児休業の対象となる児童（下子）が、令和 8 年 4 月 1 日付け入所利用調整において「保留（待機）」となった場合、令和 8 年 5 月 31 日まで在籍可能期間を延長いたします。

なお、育児休業の対象となる児童（下子）が、その後も引き続き「保留（待機）」となった場合、令和 9 年 3 月 31 日を限度とし、在籍期間を延長します。

■事例 2（下子の誕生日が令和 7 年 8 月 15 日の場合）

⇒ 上子の在籍可能期間は、令和 9 年 4 月 30 日までとなります。

しかし、育児休業の対象となる児童（下子）が、令和 9 年 4 月 1 日付け入所利用調整において「保留（待機）」となった場合、令和 9 年 5 月 31 日まで在籍可能期間を延長いたします。

なお、育児休業の対象となる児童（下子）が、その後も引き続き「保留（待機）」となった場合、令和 9 年 8 月 31 日を限度とし、在籍期間を延長します。

【備考】

当制度における「育児休業」とは、国の法律に基づく育児休業を指します。そのため、会社独自の育児休業制度に関しては、特段、在籍期間を制限する規定は設けておりません。

また、本通知時点で下子の育児休業中の方にも本制度を適用いたします。

以上

【担当】

狛江市 子ども家庭部 児童育成課 保育・幼稚園担当
電話：03-3430-1111（内線：2328、2316、2307）